

問い合わせ先

第四管区海上保安本部

(漁具設置場所情報)

海洋情報部監理課長 寺井 博

電話 052(661)1611 内線 2510

(MICS 情報)

交通部企画課長 小野 祐輔

電話 052(661)1611 内線 2610

平成26年9月18日



## のり網・定置網に注意しましょう！

～ 漁具設置場所情報を提供しています ～

第四管区海上保安本部では、漁業施設へのプレジャーボートの乗揚げ海難を防止するため、ホームページで設置場所の情報を提供しています。

愛知県、三重県沿岸ではのり・わかめなどの養殖業や定置網漁業が盛んであり、毎年秋から春にかけては、のり・わかめの養殖施設が航路や港の近くにも多数設置されます。毎年、これら漁業施設へのプレジャーボートやヨットの乗揚げ海難が数多く発生しています。

過去3年間に発生した 漁業施設への乗揚げ件数		
平成23年	平成24年	平成25年
3件	7件	6件

このため、第四管区海上保安本部では、漁業施設への乗揚げ防止に向けた取組みとして、のり・わかめ養殖施設等の漁具設置状況を当庁船艇、航空機により調査し、ホームページで情報を提供しています。

情報は、下記の第四管区海上保安本部、管内各海上交通センターのホームページ及び、第四管区MICS(第四管区海上保安本部沿岸域情報提供システム)からアクセスすることができます。

第四管区海上保安本部 <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN4/>

名古屋港海上交通センター <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/nagoyako/index.html>

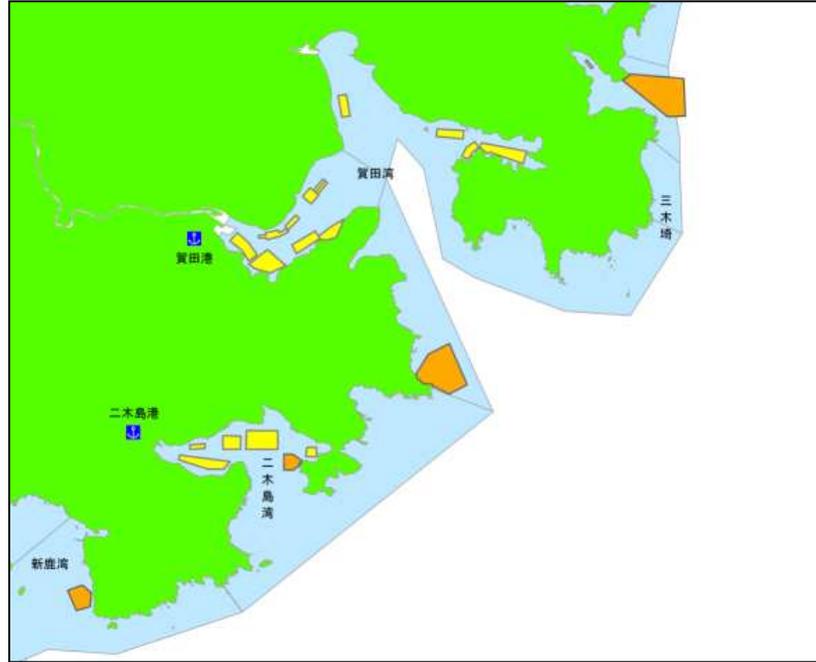
伊勢湾海上交通センター <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/isewan/>

第四管区MICS <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/04kanku/anzen.html>

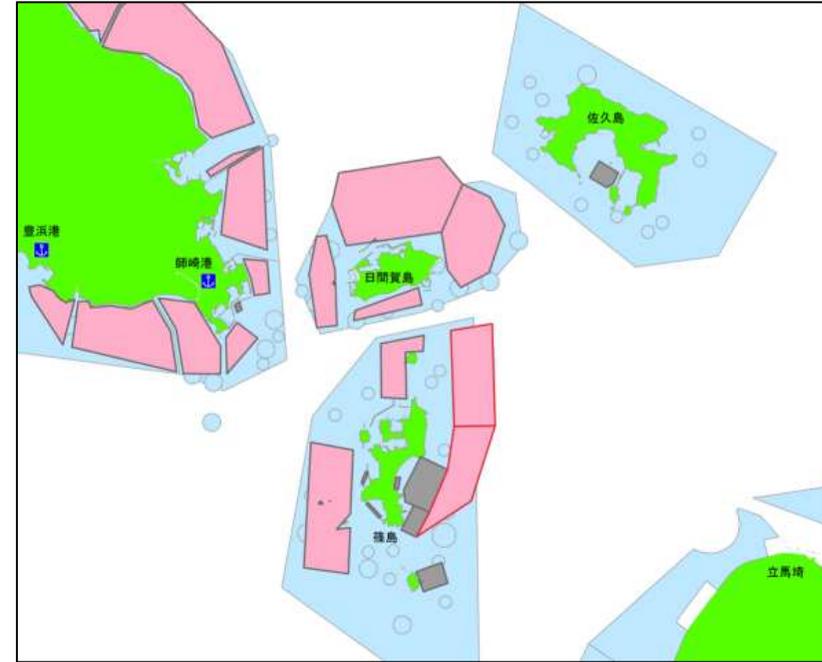
出港前に航行海域の漁具設置情報をチェックして、安全にマリンレジャーを楽しみましょう。

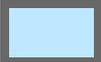
# 漁具設置場所情報のイメージ

賀田湾、二木島周辺



日間賀島、篠島周辺



 小型定置漁具等が設置できる区域として  
県が許可した区域

 定置漁具が設置できる区域として県が許  
可した区域

 真珠・貝類(カキ等)・魚類の養殖施設が  
周年設置できる区域

 のり・わかめ等の養殖施設が設置できる  
区域として県が許可した区域

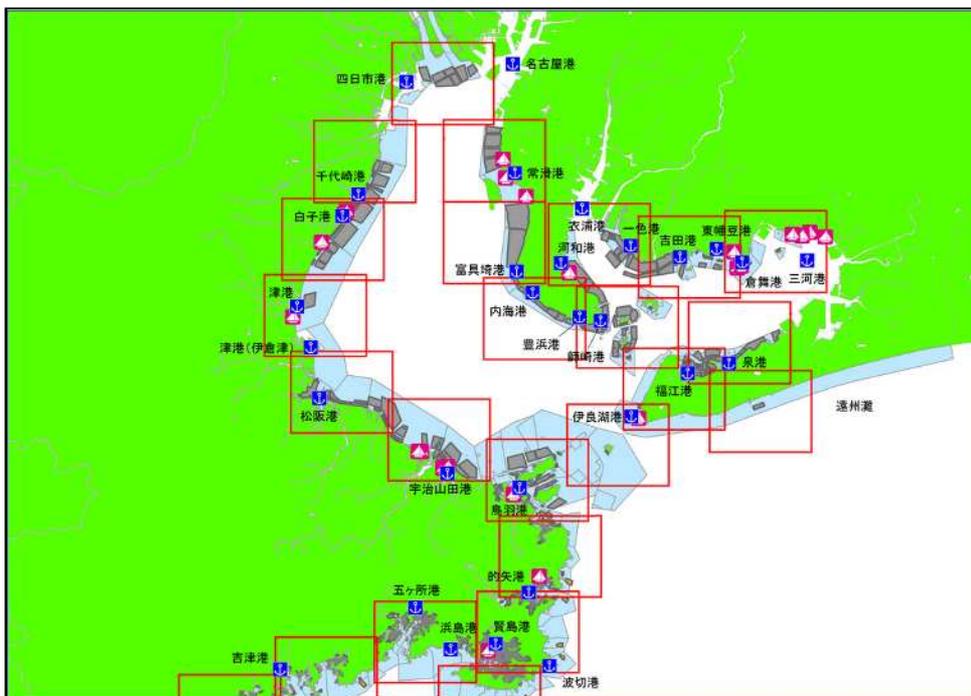
 のり・わかめ等の養殖施設の設置作業届  
けの提出があった区域

 海保が設置状況を確認した区域

# 漁具設置場所情報索引図

赤線で示した29区域に分けて掲載しています

## 伊勢湾、三河湾



## 熊野灘

